

始良中央地区合併協議会

第5回会議



グリーン文化ホールみそめ館(溝辺町上床公園内)



溝辺町物産館 よこで〜ろ

平成15年7月24日(木) 午後1時30分
国分シビックセンター多目的ホール

第5回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成15年7月24日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 諸般の報告
4. 議 事
 - (1) 協議第4号 合併の方式について（協定項目1）
 - (2) 協議第5号 合併の期日について（協定項目2）
5. 次回の協議事項について（提案説明）

（小委員会制及び合併協定項目の協議の進め方について）

 - (1) 協議第6号 新市の名称について（協定項目3）
 - (2) 協議第7号 新市の事務所の位置について（協定項目4）
 - (3) 協議第8号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）
6. その他（次回開催日程の連絡など）
7. 閉 会

<配布資料>

- ・ 第5回会議資料
- ・ まちづくりフォーラムニュース（第2号）

<次回の協議会の開催日程>

第6回協議会は、8月12日（木）午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。なお、開催日が火曜日となりますので、お間違いのないようお願いします。

諸般の報告（協議会の行事や事務局の動き）

期 日	内 容	備 考
6月10日(木)	第4回協議会、合併協議会だより(第2号)発行	
7月11日(金)	専門部会長・副部会長合同会議	調整班
7月16日(水)	まちづくりフォーラム第3回会議	計画班
7月17日(木)	第5回幹事会	
7月22日(火)	第2回プロジェクト・第4回ワーキング合同会議	計画班
7月24日(木)	第5回協議会	
7月28日(月)	まちづくりフォーラム第4回会議	計画班
8月 8日(金)	第6回幹事会	
8月12日(火)	第6回協議会	

※ 網掛け部分は、予定です。

小委員会制及び合併協定項目の協議の進め方について

1 合併協定項目

合併協定項目とは、合併するとした場合に必要なあらゆる事項について、協議会で協議を行い、その結果を「合併協定書」として取りまとめる項目をいう。(現在の協定項目数 51項目)

〔 基本4項目⇒担当する専門部会がない
47項目 ⇒担当する専門部会がある 〕

2 小委員会

規約に基づいて、協議会におかれるもので、協定項目などについて、集中的専門的に調査・審議することをその役割とする。「新市の名称」に関する小委員会制については、現行の予算に既に盛り込まれている。

3 協議の進め方

(1) 専門部会・分科会が担当しない協定項目(基本4項目関係)

① 小委員会を設置しない場合〔一般型〕

事務局(調整原案作成)→幹事会(調整案作成)→協議会(協議・決定)
(例)合併の方式

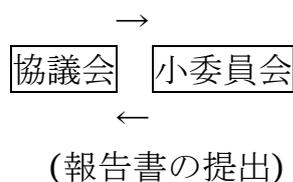
② 小委員会を設置する場合

I 小委員会を設置することについて提案

事務局(調整原案作成)→幹事会(調整案作成)→協議会(協議・決定)
(例)新市の名称

II 小委員会の運営 (付託)

※1 小委員会の会議の庶務は、協議会事務局が行う。



※2 小委員会の委員長は、小委員会の調査・審議の経過について、随時協議会に報告する。同様に、事務局は、幹事に報告する。

III 協議会で協議され最終決定される

(2) 専門部会・分科会が担当する協定項目

専門部会(調整原案協議)→事務局(集約)→幹事会(調整案作成)
→協議会(協議・決定) (一般型)

(注)小委員会を設置する場合は、上記の(1)②の流れに準じた取扱いとなる。この場合の小委員会の会議の庶務は、協議会事務局で行い、専門的な事項に係る資料の作成については、担当する専門部会が対応を行う。

4 小委員会の委員構成

(1) これまで幹事会において、検討されてきた小委員会制は、①新市の名称に関するもの ②新市の事務所の位置に関するもの ③議会議員の定数・任期の取扱いに関するもの の3つである。

(2) 後から個々の小委員会については、協議事項として順を追って協議をお願いするが、イメージしやすいように、小委員会の委員構成について参考例として表に取りまとめた。

[参考例]

名 称	人数	構 成
新市名称検討小委員会	16名	2名（学経2名） × 7市町+広域枠2名
新市事務所位置検討小委員会	22名	3名（首長、議員、学経） × 7 + 広域枠1名
議会議員の定数及び任期検討小委員会	15名	2名（議員、学経） × 7 + 広域枠1名
計	53名	首長7名、議長7名、議員7名、学経32名

県内法定協議会における小委員会設置状況一覧

(H15. 7. 18現在)

協議会名	新市(町)名称 検討小委員会	新市(町)事務所位置 検討小委員会	議員等定数 検討小委員会
日置合併協議会	○ (各町学経3名×6市町)18名	× (事務局、幹事会→まちづくり 検討小委員会→協議会)	× (議長会で検討)
指宿地区4市町合併協議会	○ (各市町議員1名・学経1名 ×4市町)8名	○ (各市町学経2名×4市町)8名	○ (各市町議員1名・学経1名 ×4市町)8名
川西薩地区法定合併協議会	○ (各市町村学経2名×9市町) 18名	× 任協からの継続審議(幹事会 市町村長調整会→協議会)	× (各市町村の議会の意見を 専門部会に持ち寄り検討)
薩摩東部地区合併協議会	○ (学経8名・議員(議長以外)3 名・助役1名)12名	○ (学経7名・議員(議長以外)3 名・助役2名)12名	× (専門部会から要望があったが各 町の議会にて対応依頼)
吉松町・栗野町合併協議会	○ (町長2名・議長2名・収入役1名・ 学経6名)11名	○ (助役1名・収入役1名・副議長2 名・総務常委員長2名・学経6名) 12名	× (専門部会で検討)
始良西部合併協議会	○ (議員3名・学経6名・ 広域枠3名)12名	○ (助役3名・議員3名・学経 3名・広域枠2名)11名	検討中
曾於南部合併協議会	○ (助役4名・議員(議長以外)4名・ 学経4名)12名	○ (町長4名・議員(議長以外)4名 学経8名)16名	○ (議長4名・学経8名)12名
曾於北部合併協議会	○ (助役1名・議員(議長以外)3名・ 学経5名)9名	○ (助役1名・議員(議長以外)3名・ 学経5名)9名	○ (助役1名・議長3名・学経5名) 9名
肝属東部合併協議会	○ (議長4名・学経8名)12名	○ (助役4名・議長4名・議会指名 議員4名・学経4名)16名	× (各町の議会で検討)
屋久島地区合併協議会	○ (助役1名・議員(議長以外)2名・ 学経7名)10名	○ (助役1名・議員(議長以外)2名・ 学経7名)10名	検討中 (両町の議会で検討)

○・・・設置済
×・・・未設置

新市の名称について（協定項目 3）

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

新市の名称については、新市名称検討小委員会（別添規程のとおり）を設置し、名称決定の手法を含めて調査及び審議を行う。

平成 15 年 8 月 12 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

新市名称検討小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、新市名称検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町が合併した場合における新市名称の選定方法に関すること。
- (2) 新市名称の選定基準に関すること。
- (3) 新市名称の候補の選定に関すること。
- (4) 新市名称の募集要項に関すること。
- (5) その他新市名称の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち規約第7条第1項第3号に定める学識経験を有する委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が選任する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 役員は、前条による委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則公開とし、その取扱いは協議会の会議に準ずるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の会議の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月12日から施行する。

説明資料

1 新市名称検討小委員会の委員構成

名 称	人数	構 成
新市名称検討小委員会	16名	2名（学経2名） × 7市町＋広域枠2名

2 新市名称検討小委員会へ付託する事項について

- (1) 新市名称の選定方法に関すること。
 - ・名称決定までの流れを調査・審議する。
 - (例) 公募 → 10点に絞り込む → 協議会へ経過報告 → 更に3点に絞り込む → 協議会で協議し1点に絞り込み決定
- (2) 新市名称の選定基準に関すること。
 - ・名称の選定にあたっての統一した基準を調査・審議する。
 - (例) ・名称の表記（漢字、ひらがな、カタカナなど）の仕方について
 - ・既存の1市6町の市町名を新市の名称として採用するかしないか。
- (3) 新市名称の候補の選定に関すること。
 - ・新市名称の選定基準を基に、公募で得られた候補の中から数点に絞り込む。
- (4) 新市名称の募集要項に関すること。
 - ・新市名称の公募要項を作成する。
- (5) その他新市名称の選定に関し必要な事項

2 新市名称検討小委員会の設置期間について

合併協定項目の協議順（予定）によると平成**16**年**1**月を協議月としており小委員会については、それまでの間5回程度開催し、協定項目の協議が整うまでの間設置する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	3 新市の名称	関係項目
調整の内容	新市の名称については、新市名称候補選定小委員会（別添規程案のとおり）を設置し、名称決定の手法を含めて調査及び審議を行う。	

留意事項	先進事例	備考
<p>新市名は、住民のニーズや歴史的地理的背景、1市6町の首長や議会の意向等をふまえ、総合的に決定する必要がある。新設合併の場合、現在の町の法人格の全てが消滅し、新たな町として1つの法人格が発生するため、新町の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。もちろん、現在の名称を使用することもできる。</p> <p>従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。</p>	<p>■あきる野市 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらないう状況だった。</p> <p>小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p>■西東京市 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。</p> <p>選定は困難を極めたが、①地理的イメージ、②地域的特徴、③歴史・文化、④市民の理想表現、⑤合併記念、⑥その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞り込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数をもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p>	

留 意 事 項	先 進 事 例	備 考
<p>検討にあたっては、差し支えない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよいとされている。</p> <p>また、市町村名の表し方についても、漢字のみの場合（熊本市、玉名市、八代市等多数あり）と、ひらがなのみの場合（つくば市、びわ町、さいたま市等）と、漢字及びひらがなの場合（あさき野市）や、カタカナで表す（ニセコ町、マキノ町）事ができる。</p>	<p>■篠山市 任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に決定した。</p> <p>■あさぎ町 一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎ町」を新町名として決定した。</p> <p>■さぬき市 7月24日開催の第4回合併協議会において、5町で実施した住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に意見として確認された各町10案の名称を提出し、総合的な見地から慎重に協議を行った結果、下記の選定理由で新市の名称は「さぬき市」とするということで確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野などに表されるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。 ・住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位置し、5町の小中学校等の若者に対するアンケートにおいても、「さぬき市」がふさわしいとする意見が多かった。 ・新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。 	

全国の合併事例（いずれかの合併市町村名を採用した例）

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、北部町
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、河内町
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、飽田町
熊本県	熊本市	編入	H 3. 2. 1	熊本市、天明町
岩手県	北上市	新設	H 3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村
静岡県	浜松市	編入	H 3. 5. 1	浜松市、可美村
茨城県	水戸市	編入	H 4. 3. 3	水戸市、常澄村
岩手県	盛岡市	編入	H 4. 4. 1	盛岡市、都南村
長野県	飯田市	編入	H 5. 7. 1	飯田市、上郷町
茨城県	鹿嶋市	編入	H 7. 9. 1	鹿島町、大野村
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11. 1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町

全国の合併事例（新しい名称を採用した例）

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
茨城県	ひたちなか市	新設	H 6.11. 1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	新設	H 7. 9. 1	秋川市、五日市町
東京都	西東京市	新設	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町 甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

* 資料は、平成元年以降、平成 15 年 4 月 1 日までの全国の合併事例

* 年号が平成になってから、新設合併がなされた 18 件のうち 13 件が新しい名称を採用している。

* 市名の由来

(例) 「あきる野市」

- ・ 古来、秋留郷に属しており、また阿伎留神社や秋留台地など昔から「あきる」の名称に親しんでいた。この「あきる」に、緑豊かな自然や中心部である秋留台地をイメージした「野」を加え、多摩川を境に東の平野が「武蔵野」、西の平野を「あきる野」と定めたものである。

新市の事務所の位置について（協定項目 4）

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

新市の事務所の位置については、新市事務所位置検討小委員会（別添規程のとおり）を設置し、新市の事務所の位置候補地及び事務所の設置方式を含めて調査及び審議を行う。

平成 15 年 8 月 12 日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴 丸 明 人

新市事務所位置検討小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、新市事務所位置検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町が合併した場合における新市の事務所の位置候補地の選定に関すること。
- (2) 事務所の設置方式に関すること。
- (3) 庁舎建設の是非に関すること。
- (4) その他事務所の位置の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる者22名以内をもって組織する。

- (1) 始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の会長及び規約第7条第1項第1号に定める委員
 - (2) 規約第7条第1項第2号に定める委員のうち7名
 - (3) 規約第7条第1項第3号に定める委員のうち8名
- 2 委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が選任する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名

2 役員は、前条による委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことはできない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則公開とし、その取扱いは協議会の会議に準ずるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月12日から施行する。

説明資料

1 新市事務所位置検討小委員会委員の構成

名 称	人数	構 成
新市事務所位置検討小委員会	22名	3名（首長、議員、学識経験者）×7市町 +広域枠1名

2 新市事務所位置検討小委員会へ付託する事項について

(1) 新市の事務所の位置候補地の選定に関すること。

- ・交通事情、他の官公署との関係等を考慮し、新市の事務所（本庁）の位置候補地を1箇所に選定する。

*協定書等への記載例

- ・「新市の事務所（本庁）の位置は〇〇市（町）〇〇番地に置く。」
- ・「新市の事務所（本庁）は当面〇〇市（町）に置き、新市成立後、住民の意向を尊重しながら検討する。」

(2) 事務所の設置方式に関すること。

- ・事務所（本庁、支所、出張所など）の設置方式については先進例を参考にメリット、デメリットなどを検討の上、調査・審議する。

(例)・本庁方式、分庁方式、総合支所方式の3方式から1方式に絞り込む。

- ・場合によっては、中間方式の検討も行う。

(3) 庁舎建設の是非に関すること。

- ・既存の庁舎の建設年度、規模等を調査し、設置方式と併せて新庁舎建設の是非の審議を行う。

(4) その他事務所の位置の選定に関し必要な事項

3 新市事務所位置検討小委員会の設置期間について

合併協定項目の協議順（予定）によると平成15年9月を協議月としており小委員会については、8月から9月までの間に5回程度開催し、協定項目の協議が整うまでの間設置する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

協定項目	4 新市の事務所の位置について	関係項目
調整の内容	新市の事務所の位置については、新市事務所位置検討小委員会（別添規程のとおり）を設置し、新市の事務所の位置候補地及び事務所の設置方式を含めて調査及び審議を行う。	

事務所の現況及び設置方式

市町名	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
現在の事務所の位置	国分市中央三丁目45番1号	溝辺町有川34番地1番地	横川町中ノ263番地	牧園町宿窪田2647番地	霧島町田口8番地4号	隼人町内山田一丁目11番11号	(本庁) 福山町福山24番地66番地 (支所) 福山町福山52番地90番地61
敷地面積	33,686.00㎡	10,470.74㎡	5,947.00㎡	13,641.00㎡	5,103.00㎡	5,215.75㎡	14,784.86㎡
延床面積	22,674.00㎡	4,451.71㎡	1,808.19㎡	3,577.55㎡	2,811.00㎡	4,702.36㎡	992.00㎡

事務所の設置方式

(1) 本庁方式	(2) 分庁方式	(3) 総合支所方式
<p>現在ある市町の庁舎の組織、機構をすべて1箇所に集約する方式</p> <p>残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所または出張所とする。</p> <p>① 集中方式</p> <p>※本庁方式をとるが、スペースの関係上、一部の部門を支所に配置する方式</p> <p>直接住民に関わりのある業務のみ</p>	<p>現在の市町の庁舎を「分庁舎」として行政機能を各部門に振り分ける方式</p> <p>(例)</p> <p>福祉課・保健衛生課など</p>	<p>管理部門や事務局部門を除き、現在の市町庁舎の行政機能をそのまま残す。</p> <p>総合支所の職員数は現在と同程度となる。</p> <p>管理部門や事務局部門と管理職を集めたすべての機能を有する。</p> <p>管理部門や事務局部門を除く従前の機能を有する。</p>

事務所の設置方式

(1) 本庁方式	(2) 分庁方式	(3) 総合支所方式
<p>【特色・課題等】</p> <p>☆人員削減、事務の効率化等の効果が大さい。 ★集中方式を採用する場合は、新庁舎の建設が必要となる場合があり、多額の経費が必要となる。</p>	<p>【特色・課題等】</p> <p>☆既存施設利用のため、建設費用は改装費程度で済む。 ★各業務部門ごとに窓口が分散するため、住民が戸惑うおそれがあり、周知が必要である。 ★管理上は、非効率性である。</p>	<p>【特色・課題等】</p> <p>☆住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供でき違和感がない。 ★人件費等の削減があまり期待できず、合併による事務効率化があまり生かされない。新市の一体感が醸成されにくく、新市誕生の印象が薄くなる。</p>

【関係法令】

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）
 （事務所の設置又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、住民の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規程は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

・支所
 市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所

・出張所

住民の便宜のために市町村又は町村役場まで出向かなくてもすみ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

議会議員の定数及び任期の取り扱いについては、始良中央地区合併協議会議会議員定数任期検討小委員会（別添規程案のとおり）を設置し、1市6町が合併した場合における新市の議会議員の定数及び任期に関する事項について、調査及び審議を行う。

平成15年8月12日提出

始良中央地区合併協議会
会 長 鶴丸明人

議会議員の定数及び任期検討小委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、始良中央地区合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、議会議員の定数及び任期検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 国分市、溝辺町、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町が合併した場合における議会議員の定数及び任期に関すること。
- (2) その他、議会議員の定数及び任期に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる者15名以内をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に定める委員のうち7名
- (2) 規約第7条第1項第3号に定める委員のうち8名

2 委員は、始良中央地区合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が選任する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名

2 役員は、前条の委員の互選により選出する。

(役員職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者等の出席を要請することができる。
- 5 会議は、原則公開とし、その取扱いは協議会の会議に準ずるものとする。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の調査及び審議の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の会議の庶務は、規約第14条に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月12日から施行する。

説明資料

1 議会議員の定数及び任期検討小委員会委員の構成

名 称	人数	構 成
議会議員の定数及び任期検討小委員会	15名	2名（議員、学識経験者）×7市町+広域 枠1名

2 議会議員の定数及び任期検討小委員会へ付託する事項について

- (1) 新市議会議員の定数及び任期に関すること。
 - ・特例適用の可否を含めて、議会議員の定数及び任期を調査・審議する。
- (2) その他議会議員の定数及び任期に関し必要な事項

3 議会議員の定数及び任期検討小委員会の設置期間について

合併協定項目の協議順（予定）によると平成**16**年**1**月を協議月としており小委員会については、協定項目の協議が整うまでの間、設置する。

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協定項目	8 議会議員の定数及び任期の取扱い	関係項目
調整の内容	議会議員の定数及び任期の取扱いについては、議会議員の定数及び任期検討小委員会（別添規程のとおり）を設置し、新市の議会議員の定数及び任期に関する事項について、調査及び審議を行う。	

区分	構成市町村の現状						
	国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町
法定数	30人	18人	18人	18人	18人	26人	18人
条例定数(H15.4.1)	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人
現員数(H15.6.1)	24人	16人	14人	16人	14人	22人	14人
任期	任期については資料1のとおり						

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き新市の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	設置選挙の日から4年 (地方自治法第93条第1項)	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間

区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
3 定数	<p>地方自治法第91条第2項に基づく合併市町の人口（地方自治法第245条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。</p> <p>地方自治法第91条第2項 人口 10 万以上 20 万未満の市 34 人</p> <p>※人口＝官報で公示された最近の国勢調査人口（127,912人）又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。（地方自治法第245条）</p>	<p>設置選挙に限り合併関係市町の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。</p> <p>※合併後の人口が 10万以上20万未満の市 34人 2倍を超えない範囲 34人×2=68人以内</p> <p>この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員が全くななくなつたときは、地方自治法第91条第2項の規定に復帰する。（合併特例法第6条第1項）</p>	<p>地方自治法第91条第2項の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員が全ていなくなつたときは、これに応じてその定数は第91条第2項の規定に至るまで減少する。</p> <p>・合併関係市町村議員数（現況） 120人</p>
4 選挙期日	<p>設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）</p>	<p>設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）</p>	<p>選挙を行わない。</p>
5 補欠選挙の適用	<p>有</p>	<p>有</p>	<p>無</p>
6 選挙区	<ul style="list-style-type: none"> ・条例により選挙区を設けることができる。 ・選挙区を設ける場合は、行政区画、衆議院議員選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。（公職選挙法第15条第7項） ・各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して条例で定めなければならない。ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公職選挙法第15条第8項） ・合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないので定めることができる。（公職選挙法施行令第9条） 	<ul style="list-style-type: none"> （公職選挙法第15条第6項） 選挙区を設ける場合は、地勢、交通等の事情を総合的に考慮し 合理的に行わなければならない。（公職選挙法第15条第7項） 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して条例で定めなければならない。ただし、特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。（公職選挙法第15条第8項） 合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないので定めることができる。（公職選挙法施行令第9条） 	<p>無</p>

新設合併における先進事例

取扱い法	内容	合併(予定)市町村	合併(予定)関係市町村	合併(予定)時期	現員	定数・任期
地方自治法第91条の規定(合併特例法を適用しない)	選定任期: 合併後50日以内 定数: 法定定数の2倍以内 期: 4年 補欠選挙の有無: 有 選挙区: 設けることができる。	上高合併協議会	愛媛県 魚島村・弓削町・生名村・岩城村	平成16年10月1日	44人	30人(30人)
		御前崎市合併協議会	静岡県 御前崎市・浜岡町	平成16年3月	50人	18人(26人)
		碧南5市町合併協議会	静岡県 磐田市・豊田市・竜洋町・福田町・豊岡村	平成17年3月	101人	34人(34人)
		丹波市	兵庫県 氷上町・青垣町・春日町・郡山南町・市島町	平成16年11月1日	90人	30人(30人)
		合併協議会	香川県 観音寺町・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町	平成17年3月1日	90人	30人(30人)
		西近江市	滋賀県 マキノ町・今津町・安曇川町・高島町・新旭町	平成16年10月1日	68人	30人(30人)
		京丹後市	京都府 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町	平成16年3月	104人	30人(30人)
		恵那市	岐阜県 恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原町・上矢作町	平成16年10月	78人	34人(34人)
		天草合併協議会	熊本県 本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栗本町・親和町・五和町・天草町	平成17年1月15日	152人	34人(34人)
		飛騨市	岐阜県 古川町・河合村・宮川村・神岡村	平成16年2月1日	50人	26人(26人)
合併特例法第6条の規定(定数に関する特例)	選定任期: 合併後50日以内 定数: 法定定数の2倍以内 期: 4年 補欠選挙の有無: 有 選挙区: 設けることができる。	丹生郡町村合併協議会	福井県 朝日町・宮崎村・越前町・織田町	平成17年2月1日	54人	26人(26人)
		杵高6町合併協議会	佐賀県 北方町・大町町・江北町・白石町・福富村・有明町	平成16年9月	90人	30人(30人)
		西伊予市	愛媛県 有浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町	平成16年3月31日	40人~	小選挙区を採用
		佐伯市・南海5町合併協議会	大分県 佐伯市・上浦町・弥生町・本庄町・宇目町・直川町	平成17年3月	44人	小選挙区を採用
		鶴見町・米水津町・浦江町				
合併特例法第7条の規定(在任に関する特例)	選定任期: 無 定数: 合併構成市町の現行議員数 期: 合併後2年を超えない範囲 補欠選挙の有無: 無	北上市	山形県 北上市・和賀町・江釣子村	平成3年4月1日	1年	1年
		ひたちなか市	茨城県 勝田市・那珂湊市	平成6年11月1日	1年	1年
		あさき市	東京都 秋川市・五日市町	平成7年9月1日	(36人)	1年10月
		篠山市	兵庫県 篠山市・西紀町・丹南町・今田町	平成11年4月1日	(57人)	1年1月
		西東京市	東京都 田無市・保谷市	平成13年1月21日	(46人)	2年
		さいたま市	埼玉県 浦和市・大宮市・与野市	平成13年5月1日	(100人)	2年
		南都町	山梨県 南都町・富沢町	平成14年3月1日	(30人)	1年8ヶ月
		さぬき市	香川県 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町	平成14年4月1日	(66人)	1年2月
		東かがわ市	香川県 引田町・白鳥町・大内町	平成15年4月1日	44人	2年
		あさぎり町	熊本県 免田町・上村・岡原村・須江村・深田村	平成15年4月1日	58人	1年1月
		静岡市	静岡県 静岡市・清水市	平成15年4月1日	56人	2年
		南アルプス市	山梨県 八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	平成15年4月1日	95人	1年11月
		山県市	岐阜県 富野町・伊自良町・美山町	平成15年4月1日	42人	1年
		加美町	宮城県 中新田町・小野田町・宮崎町	平成15年4月1日	49人	2年
		神流町	群馬県 万場町・中里村	平成15年4月1日	21人	2年
		大崎上島町	広島県 大崎町・東野町・木江町	平成15年4月1日	30人	2年
		久米島町	沖縄県 仲里村・具志川村	平成15年4月1日	32人	1年6ヶ月
		宗像市	福岡県 宗像市・玄海町	平成15年4月1日	38人	1年7月
		瑞穂市	岐阜県 穂積町・津南町	平成15年5月1日	31人	1年
		千曲市	長野県 更埴市・上山田町・戸倉町	平成15年9月1日	54人	1年8ヶ月
		周南市	山口県 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	平成15年10月1日	78人	2年
		富士河口湖町	山梨県 河口湖町・勝山村・足和田村	平成15年11月15日	44人	1年11ヶ月
		いなべ市	三重県 北勢町・員弁町・大安町・藤原町	平成15年12月1日	60人	2年
		対馬市	長崎県 藤原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上村馬町	平成16年3月1日	90人	1年2ヶ月
		岩谷町	長崎県 郷ノ浦町・勝本町・芦辺町・石田町	平成16年3月1日	62人	2年
		上天草市	熊本県 大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町	平成16年3月31日	62人	1年1ヶ月
		阿賀野市	新潟県 安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	平成16年4月1日	74人	7ヶ月
		新上五島町	長崎県 若松町・上五島町・新島目町・有川町・奈良尾町	平成16年8月1日	73人	1年9ヶ月
		五島市	長崎県 福江市・雷江町・玉ノ浦町・三井楽町・岐宿町・奈留町	平成16年8月1日	92人	1年9ヶ月
		愛南市	愛媛県 内海村・御荘町・城辺町・一木松町・西海町	平成16年8月1日	76人	7ヶ月

※ 合併特例法を適用しない場合の定数欄の()は法定数
 ※ 在任特例を適用する場合の現員欄の()は特例採用時の定数(平成14年4月1日以前)

公職選挙法

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規程により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。

- 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。
- 3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4 項以下略

(設置選挙)

第117条 市町村が設置された場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の議会の議員及び長についてそれぞれ選挙の期日を告示し、一般選挙及び長の選挙を行わせなければならない。

公職選挙法施行令

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定に関わらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

以下略

(議会議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併関係市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これ応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。

ただし、第3項において準用する前条第5項の規程により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員すべてがなくなった時は、この限りではない。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

以下略

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村（当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。）の議会の議員であった者（同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。）のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日（以下この項において「任期が満了すべき日」という。）前に退職し、かつ、その在職期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上である者であるものとみなす。